

第26回 定時株主総会 招集ご通知

2021年6月22日（火曜日）午前10時
受付開始 午前9時

埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
ラフレさいたま 4階 櫛の間

<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本株主総会につきましては、極力、郵送またはインターネット等により事前の議決権行使をご選択いただき、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきたく、感染拡大防止にご理解ご協力をお願いいたします。特に、ご高齢の方、基礎疾患をお持ちの方におかれましては、当日のご来場を自粛いただきますよう、強くお願い申し上げます。
- 今後の流行状況により、感染予防および拡散防止のための新たな措置を講じる場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。
当社ウェブサイト (<https://www.ags.co.jp/>)

議決権行使期限

2021年6月21日（月曜日）午後5時まで

株主総会当日のお土産は取り止めさせていただいております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

目次

第26回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
第1号議案 取締役7名選任の件	4
第2号議案 監査役1名選任の件	12
(提供書面)	
事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告書	42



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/3648/>



第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面（郵送）またはインターネット等により事前の議決権行使をご選択いただき、当日のご来場は可能な限りご遠慮いただきたく、感染拡大防止にご理解ご協力をお願いいたします。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2～3頁の「議決権行使等についてのご案内」にしたがって、2021年6月21日（月曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年6月22日（火曜日）午前10時				
2 場 所	埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2 ラフレさいたま 4階 樺の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)				
3 目的事項	<table border="0"> <tr> <td>報告事項</td> <td>1. 第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件</td> </tr> <tr> <td>決議事項</td> <td>第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件</td> </tr> </table>	報告事項	1. 第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件	決議事項	第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件
報告事項	1. 第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件				
決議事項	第1号議案 取締役7名選任の件 第2号議案 監査役1名選任の件				

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。
- ◎会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、招集ご通知に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載しております連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」となります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.ags.co.jp/>)

議決権行使等についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日時 2021年6月22日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

場所 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2

ラフレさいたま 4階 樺の間

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後5時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2021年6月21日（月曜日）午後5時まで

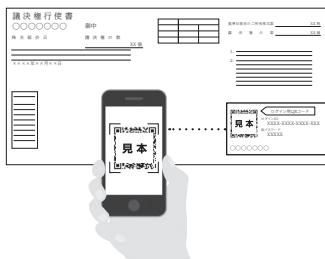
- ① インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- ② インターネットによって、複数回、議決権を行使された場合は、最後におこなわれたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。また、パソコン、スマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた内容を有効とさせていただきます。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

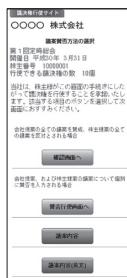
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



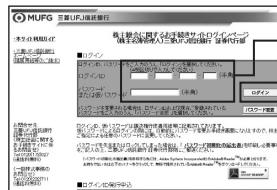
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

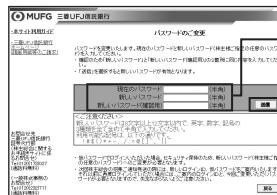
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役7名選任の件

取締役7名全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	候補者属性	現在の当社における地位・担当	取締役会出席状況(2020年度)
1	はら とし き 原 俊 樹	再任	代表取締役社長 兼社長執行役員 業務監査部担当	14/14回 100.0%
2	ふじ くら ひろ ゆき 藤 倉 広 幸	再任	取締役 兼副社長執行役員 グループ経営統括担当 兼情報処理本部担当	14/14回 100.0%
3	おい かわ かず ひろ 及 川 和 裕	再任	取締役 兼常務執行役員 企画管理本部長 兼経理部・人事部 ・総務部・働き方改革推進室担当	14/14回 100.0%
4	ま ばし たか き 馬 橋 隆 紀	再任 (社外) 独立	社外取締役	13/14回 92.8%
5	かわ もと ひで とし 川 本 英 利	再任 (社外) 独立	社外取締役	13/14回 92.8%
6	しも なか み と 下 中 美 都	新任 (社外) 独立	社外取締役	—
7	もり もと ち あき 森 本 千 晶	新任 (社外)	社外取締役	—

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 (社外) 社外取締役候補者 独立 東京証券取引所の定めにもとづく独立役員

1 原 俊樹 (1960年4月1日生)

再任



■ 所有する当社株式の数
15,197株

■ 当期における出席状況
取締役会
14/14回 (100.0%)

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1982年 4月 株式会社協和銀行入社
- 2008年 4月 株式会社りそな銀行執行役員大阪地域担当
- 2014年 4月 同社 代表取締役副社長 兼執行役員東日本担当統括
- 2015年 4月 株式会社近畿大阪銀行（現関西みらい銀行）取締役
- 2017年 4月 株式会社埼玉りそな銀行執行役員人材サービス部副担当
- 2017年 4月 株式会社りそなホールディングス代表執行役員人材サービス部担当
兼コーポレートガバナンス事務局担当
- 2017年 6月 同社取締役 兼代表執行役員人材サービス部担当
兼コーポレートガバナンス事務局担当
- 2018年 4月 当社 顧問
- 2018年 6月 当社 取締役 兼副社長執行役員
- 2018年 7月 当社 取締役 兼副社長執行役員企画管理本部長
- 2019年 6月 当社 代表取締役社長 兼社長執行役員法務統括室担当
- 2020年 6月 当社 代表取締役社長 兼社長執行役員業務監査部担当（現任）
- 2020年 6月 アズワン株式会社 社外監査役（現任）

取締役候補者とした理由

原俊樹氏は、2019年6月から当社代表取締役を務めており、経営の指揮及び監督を適切に行っております。また、りそなグループの要職を歴任し、金融機関における営業部門等の業務経験ならびに人事部門をはじめとして経営の豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

2 ふじくら ひろゆき 藤倉 広幸 (1959年8月12日生)

再任



■所有する当社株式の数
22,177株

■当期における出席状況
取締役会
14/14回(100.0%)

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1983年 4月 サイギンコンピューターサービス株式会社（現当社）入社
- 2006年 4月 当社 法人企画部長 兼法人営業第二部長
- 2007年 10月 当社 管理本部副本部長 兼公開準備室長
- 2011年 5月 当社 執行役員企画部長
- 2012年 6月 当社 取締役 兼常務執行役員事業推進本部長
- 2015年 5月 当社 取締役 兼専務執行役員事業推進本部長
兼保険医療事業本部担当
- 2016年 7月 当社 取締役 兼専務執行役員事業推進本部長
兼保険医療事業本部担当 兼共済事業本部担当
兼システム統括部担当 兼クラウドビジネス推進室担当
- 2017年 1月 当社 取締役 兼専務執行役員事業推進本部長
兼システム統括部担当 兼クラウドビジネス推進室担当
- 2017年 11月 当社 取締役 兼専務執行役員事業推進本部長
兼システム統括部担当 兼クラウドビジネス推進室担当
兼新ビジネス戦略室担当
- 2019年 4月 当社 取締役 兼専務執行役員グループ経営統括担当
- 2019年 4月 A G S システムアドバイザー株式会社代表取締役社長
(2021年6月退任予定)
- 2019年 6月 当社 取締役 兼副社長執行役員グループ経営統括担当
- 2020年 6月 当社 取締役 兼副社長執行役員グループ経営統括担当
兼情報処理本部担当（現任）
- 2021年 6月 A G S ビジネスコンピューター株式会社代表取締役社長
(就任予定)

取締役候補者とした理由

藤倉広幸氏は、長年にわたり当社事業を牽引するなど、情報サービス産業における豊富な経験と卓越した専門的見識を有し、俯瞰的な立場でA G Sグループ全体の経営を統括しております。これらのことから、持続的な企業価値向上のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

3 おいかわ かずひろ 及川 和裕 (1964年2月12日生)

再任



■所有する当社株式の数
14,577株

■当期における出席状況
取締役会
14/14回 (100.0%)

| 略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1987年 4月 昭和コンピュータシステム株式会社（現当社）入社
- 2012年 6月 当社 企画部長
- 2015年 5月 当社 執行役員企画部・人事部担当 兼企画部長
- 2016年 6月 当社 取締役 兼執行役員企画部・人事部担当 兼企画部長
- 2016年 7月 当社 取締役 兼執行役員企画部・人事部担当
- 2017年 6月 当社 取締役 兼常務執行役員企画部・人事部担当
- 2018年 7月 当社 取締役 兼常務執行役員企画管理本部副本部長
兼企画部・人事部・総務部担当
- 2018年 10月 当社 取締役 兼常務執行役員企画管理本部副本部長
兼企画部・人事部・総務部・働き方改革推進室担当
- 2019年 6月 当社 取締役 兼常務執行役員企画管理本部
兼企画部・人事部・総務部・働き方改革推進室担当
- 2020年 6月 当社 取締役 兼常務執行役員企画管理本部
兼経理部・人事部・総務部・働き方改革推進室担当
(現任)

| 取締役候補者とした理由

及川和裕氏は、経営企画部門、リスク管理部門、人事部門等の担当役員を歴任し、経営戦略立案やコンプライアンス・リスク管理における豊富な経験と高い見識を有しております。これらのことから、持続的な企業価値向上の実現のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものです。

4 ま ば し た か き 馬橋 隆紀 (1947年12月25日生)

再任

社外

独立



略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1976年 4月 弁護士登録
- 1978年 8月 馬橋法律事務所所長
- 2001年 4月 埼玉弁護士会会長・日本弁護士連合会理事
- 2008年 2月 財務省第4入札等監視委員会委員長
- 2009年 4月 埼玉県労働委員会会長
- 2014年 3月 埼玉県人事委員会委員長
- 2016年 6月 公益財団法人日弁連法務研究財団理事
- 2017年 6月 当社 社外取締役 (現任)
- 2019年 4月 桜美林大学特別招聘教授
- 2020年 10月 法科大学院認証評価会議委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

馬橋隆紀氏は、弁護士としての法務に関する豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は弁護士としての専門的な知見を活かし、主に法的な観点から経営全般の監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

■ 所有する当社株式の数

1,698株

■ 社外取締役在任年数

4年

■ 当期における出席状況 取締役会

13/14回 (92.8%)

5 かわもと ひでとし 川本 英利 (1953年10月13日生)

再任 社外 独立



略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1980年 4月 クラリオン株式会社入社
2001年 5月 同社 O E M営業本部長
2010年 6月 同社 取締役
2014年 4月 同社 代表取締役 取締役社長 兼COO
2017年 4月 同社 取締役 代表執行役 執行役会長 兼CEO
2019年 4月 フォルシアジャパン株式会社 会長
2019年 4月 Faurecia S.E. Senior Advisor of CEO
2019年 6月 当社 社外取締役 (現任)
2020年 6月 株式会社 I J T T 社外取締役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

川本英利氏は、クラリオン株式会社の要職を歴任し、営業部門等の業務経験ならびに経営の豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は経営経験者としての幅広い知見を活かし、主に経営的な目線から持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため尽力いただくことを期待します。なお、同氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。

■ 所有する当社株式の数
3,918株

■ 社外取締役在任年数
2年

■ 当期における出席状況
取締役会
13/14回 (92.8%)

6 しもなか みと 下中美都 (1956年2月4日生)

新任

社外

独立



■所有する当社株式の数
-株

略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

- 1978年 4月 学校法人文化学園文化出版局入社
- 1995年 10月 株式会社平凡社入社
- 1996年 4月 同社「コロナ・ブックス」編集長
- 1998年 6月 同社 編集担当取締役
- 2003年 4月 同社 編集局長
- 2014年 6月 同社 代表取締役社長（現任）
- 2014年 6月 株式会社読書人 社外取締役（現任）
- 2017年 6月 株式会社ネットアドバンス 社外取締役
- 2020年 6月 株式会社トーモク 社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

下中美都氏は、現在創業から100年以上続く出版社の代表取締役社長を務めており、豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は長年にわたる企業経営で培った幅広い見識を活かし、主に大局的な目線から持続的成長と中長期的な企業価値向上の実現のため尽力いただくことを期待します。

7 もりもと ち あ き 森本 千晶 (1956年12月2日生)

新任 (社外)



■ 所有する当社株式の数
-株

【略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況】

- 1980年 4月 株式会社近畿相互銀行（現関西みらい銀行）入社
- 2007年 4月 株式会社近畿大阪銀行（現関西みらい銀行）住吉支店長
- 2009年 4月 同社 人事部長
- 2013年 4月 同社 常勤監査役
- 2017年 12月 株式会社キャピタル・アセット・プランニング
常勤監査役（現任）
- 2019年 1月 株式会社インフォーム 監査役（現任）

【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】

森本千晶氏は、金融機関の常勤監査役として培われた豊富な経験と専門的な見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものです。選任後は監査役経験者としての専門的な見識を活かし、主に取締役会の監視・監督機能の強化のため尽力いただくことを期待します。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 馬橋隆紀氏、川本英利氏、下中美都氏及び森本千晶氏は、社外取締役候補者であります。
 - 当社は、馬橋隆紀氏及び川本英利氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度としており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、下中美都氏及び森本千晶が選任された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、会社役員としての行為に起因して損害賠償請求を受けて負担する損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が補填することとしております。各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 当社は、馬橋隆紀氏及び川本英利氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、下中美都氏についても、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として届け出る予定であります。
 - 取締役候補者の所有する当社の株式数は、AGS役員持株会を通じての保有分を含めた2021年3月31日現在の状況を記載しております。

第2号議案

監査役1名選任の件

監査役白田憲司氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

あお やま みち お

青山 通郎 (1957年5月16日生)

新任

社外



略歴、当社における地位

- 1981年 4月 株式会社埼玉銀行入社
- 1998年 11月 株式会社あさひ銀行 五日市支店長
- 2004年 7月 株式会社埼玉りそな銀行 融資第二部長
- 2010年 6月 同社 執行役員 融資部担当兼融資管理部担当
- 2012年 4月 同社 常務執行役員 融資部担当兼融資管理部担当
- 2015年 4月 りそな総合研究所株式会社 専務取締役
- 2017年 6月 日本電波工業株式会社 執行役員 (現任)

社外監査役候補者とした理由

青山通郎氏は、金融機関における融資部門を中心とした豊富な業務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものです。

■ 所有する当社株式の数
-株

- (注) 1. 青山通郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 青山通郎氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、青山通郎氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である対象役員が、会社員の業務としての行為に起因して損害賠償請求を受けて負担する損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が補填することとしております。青山通郎氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な蔓延による影響により極めて厳しい状況で推移しました。政府による各種政策の効果やワクチン接種の開始などから持ち直しが期待されるものの、新型コロナウイルス感染症が再拡大しており、景気の先行きについては依然として不透明な状況が続くものと予想されております。

当社グループが属します情報サービス産業におきましては、リモートワーク環境などの感染症対策を目的としたIT投資が増加したものの、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた企業のIT投資抑制などにより市場拡大ペースの鈍化がみられました。一方、今後の見通しにつきましては、当面は不透明感が残るものの、デジタル庁を中心とした行政のデジタル化推進や、業務プロセスのデジタル化・レガシーシステムの刷新などのデジタルトランスフォーメーション(DX)の取組みの増加など、中長期的には市場規模の拡大が継続するものとみられます。

このような経営環境のもと、当社グループは、経営目標である「持続的に成長可能な経営基盤の構築」の更なる前進を図るべく、長期経営計画「Challenge 2021セカンドステージ」の各種施策の実現に向けた取組みに加え、「情報システムは重要な社会インフラ」との認識のもと、新型コロナウイルス感染症に対する適切な感染防止策を行うことで従業員の健康管理と安全確保を徹底し、情報処理サービス業務の確実な事業継続に取り組んでまいりました。また、ニューノーマル社会によりニーズが高まることが想定されるオンライン手続き、ペーパーレス、在宅勤務ツール、オンライン授業などについて、提案・拡販を図ってまいりました。

事業戦略面では、当社中核事業であるデータセンタービジネスの需要拡大を見据え「さいたまiDC」のフロアを増床し、新フロアの運用を開始いたしました。また、RPA・AI-OCRソリューションやセキュリティソリューションなどの、今後の需要拡大が見込まれるサービスの導入推進を図るとともに、GIGAスクール構想の実現に向けた環境構築、一般法人向けのフィールドサービスの拡充、クラウド型総合行政システムや金融機関向けの大規模案件の受注など、SIビジネスの変革・強化・拡大に努めてまいりました。

組織・体制面では、新型コロナウイルス感染症対策における特例措置として、在宅勤務制度の対象者の拡充や利用条件の緩和を図るとともに、Web会議などの在宅勤務環境を整備することで、在宅勤務利用者の大幅な増加を実現しました。これらのテレワークにおける様々な取組みが評価され、総務省主催の「テレワーク先駆者百選」に選定されました。また、当社の持続的成長及びビジネスの競争力強化を図るべく、チャレンジ意欲・成長意欲のある人材を育む土壌を作り、真のジェネラリスト・スペシャリストを目指し、社員一人ひとりが持つ能力を最大限に発揮できるよう人事制度の見直しを実施しました。

社会貢献活動では、新型コロナウイルス感染症への対策事業に活用いただくため、埼玉県の「新型コロナウイルス感染症対策推進基金」に支援金を寄附し、併せて医療従事者や福祉関係者の方々などに活用いただくよう、マスクの寄附を実施いたしました。また、これまでのCSR活動に加えて、今般、「持続可能な開発目標(SDGs)」の国際的な枠組みの趣旨に賛同・共鳴し、当社グループのSDGsへの取組みの全体像、基本方針、具体的な取組み内容、達成に向けた指標等を明確化し、本格的な取組みを開始いたしました。併せて、当社グループの本社所在地である埼玉県が設けている「埼玉県SDGsパートナー制度」への登録申請を行い、同制度の登録を受けております。

当連結会計年度の業績につきましては、ソフトウェア開発が減少した一方、他のセグメントの増収により、売上高は20,949百万円(前連結会計年度比5.1%増)となりました。

利益面では、ソフトウェア開発において売上高の減少や利益率の低下などにより減少した一方、情報処理サービス及びその他情報サービスにおける売上高の増加や、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえた、研修費・旅費交通費・広告宣伝費など、経費の執行見直しにより、営業利益は769百万円(前連結会計年度比7.7%増)、経常利益は779百万円(同3.9%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は497百万円(同4.4%増)となりました。

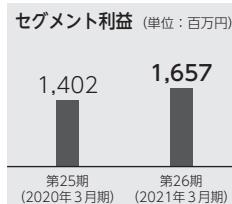
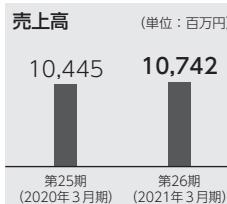
	第25期 (2020年3月期)	第26期 (2021年3月期)	前連結会計年度比	
	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	増減率
売上高	19,942	20,949	1,007増	5.1%増
営業利益	714	769	54増	7.7%増
経常利益	750	779	29増	3.9%増
親会社株主に帰属する当期純利益	475	497	21増	4.4%増

セグメント別の業績に関しては以下のとおりであります。

情報処理サービス

売上高
10,742百万円
(前連結会計年度比2.8%増)

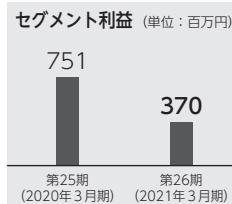
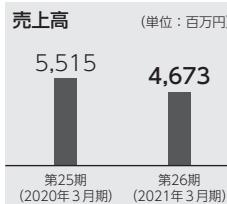
自治体及び一般法人向けテレワークソリューション導入案件や金融機関向け受託計算サービス案件の増加などにより、売上高は10,742百万円(前連結会計年度比2.8%増)、セグメント利益は1,657百万円(同18.1%増)となりました。



ソフトウェア開発

売上高
4,673百万円
(前連結会計年度比15.3%減)

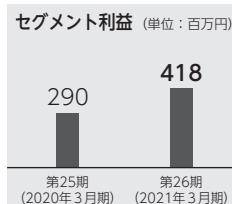
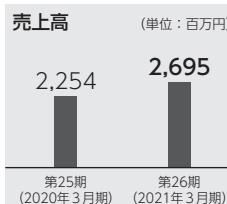
金融機関向けソフトウェア開発では、大型案件の開発に着手した一方、プロジェクト終息による常駐開発の規模縮小や一般法人向けソフトウェア開発案件の減少などにより、売上高は4,673百万円(前連結会計年度比15.3%減)、セグメント利益は売上高の減少及び利益率の低下などにより370百万円(同50.6%減)となりました。



その他情報サービス

売上高
2,695百万円
(前連結会計年度比19.6%増)

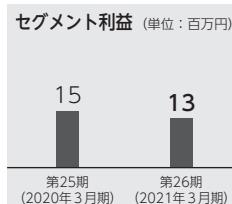
G I G A スクール構想の実現に向けたネットワーク環境構築や一般法人向けのフィールドサービス案件の増加などにより、売上高は2,695百万円(前連結会計年度比19.6%増)、セグメント利益は418百万円(同43.8%増)となりました。



システム機器販売

売上高
2,839百万円
(前連結会計年度比64.3%増)

G I G A スクール構想の実現に向けた機器販売の増加などにより、売上高は2,839百万円(前連結会計年度比64.3%増)となりましたが、一方、利益率の低下などにより、セグメント利益は13百万円(同13.2%減)となりました。



② 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は、922百万円であり、主なものは本社ビル設備関連投資であります。なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当社は、経営環境の変化に対応し、迅速かつ確実な資金調達を確保するため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。なお、本契約を含め当連結会計年度において資金調達は行っておりません。

(2) 対処すべき課題

ICT (Information and Communication Technology : 情報通信技術) の進化や、デジタル・ガバメント実行計画の進展、およびニューノーマル社会を意識したビジネスモデルの変革等により、官民両面でデジタルトランスフォーメーション (DX) への取組みが加速することが想定され、ビジネス環境の大きな転換期を迎えております。このような環境のもと、企業が情報サービス事業者に求めることは、ユーザー企業様のビジネスに対する深い理解を前提としたコンサルティングなどの上流工程への対応や、将来の成長、競争力強化のための新たなデジタル技術を活用したこれまでにないビジネスやサービスを創出し提供することとなっております。

AGSグループでは、このような事業環境の変化を積極的な成長の機会と捉え、デジタルトランスフォーメーション (DX) への取組みを強化し、更なる高品質・高付加価値のサービス提供に努め、「お客様とともに未来を創造し、ITで夢のある社会づくりに貢献します」とした企業理念のもと、経営目標である「持続的に成長可能な経営基盤の構築」の更なる前進を図り、長期経営計画「Challenge 2021セカンドステージ」の重点施策として、以下の課題に取り組んでまいります。

① データセンタービジネスの強化・拡大

IT技術の進化により、益々、データセンターやクラウドサービスのニーズは高度化・複雑化するものと予想されます。この高度化・複雑化したニーズに適切に対応するため、インフラ設備等の高度化・最新化を図るとともに、2021年1月に増床した「さいたまiDC」をより多くのお客様にご利用いただけるよう販売を促進する等、新たなマーケットや新たな顧客を開拓し、データセンタービジネスの強化・拡大を推進してまいります。また、税公金収納業務をはじめとした「埼玉金融BPOセンター」構想の実現に向けて、当社保有の専門ノウハウやインフラ設備を有効活用し、品質・安全性・生産性を向上させた高付加価値サービスの提供を更に強化してまいります。

② S Iビジネスの変革・強化・拡大

コロナ禍において、事業環境の変化に迅速に対応できた企業と、対応できなかった企業の差が拡大しており、デジタル競争における勝者と敗者の明暗がさらに明確になっていくものと推測されます。また、新型コロナウイルス感染症のみならず、近年頻繁に発生している自然災害なども踏まえると、感染症や災害に強い事業基盤の構築が必要となり、レガシーシステムの刷新をはじめとしたデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速すると考えられます。これらを踏まえ、次世代IT技術への取組みを加速させ、各IT技術を活用した付加価値の高いサービス提供型のシステム構築が可能な企業へ変革を図ってまいります。併せて、お客様のレガシーシステムのモダナイゼーション実現のため、クラウドネイティブ技術に計画的に取り組むことなどにより、S Iビジネスの強化・拡大を図ってまいります。

③ 新規事業・サービスの創出

成長の源泉として新たなサービスや商品を創出することが重要であるとの認識のもと、企業における戦略的IT活用ニーズの高まりに対応し、「デジタルイノベーション推進部」が中心となり、デジタル技術（AI、IoT、クラウドネイティブアプリケーションなど）やオープンイノベーションなどを活用した新規サービスや新規事業の創出を引き続き推進してまいります。併せて、ニューノーマル社会でのニーズが高まることが想定される各種サービスに対応した商品やシステム構築を推進してまいります。

④ 営業戦略の拡充と実効性の向上

顧客のビジネス環境変化に対応するため顧客リレーション及びAGSグループ間の連携を強化し、提案型のソリューション営業の一層の強化を図るとともに、新規顧客開拓、既存顧客の深掘を通じて、強固な顧客基盤を構築してまいります。併せて、WebセミナーやWeb広告などを利用した積極的なプロモーションの実施、協業先との関係強化や新規協業先の発掘などにより、販売チャネルの多様化や強化を推進してまいります。

⑤ 競争力強化に向けた人事施策の推進（働き方改革の推進）

加速する少子高齢化や日本特有の年功賃金・終身雇用に対する若手社員の意識の変化、ITビジネスの変革などの外部環境の変化に対応し、企業価値を高め成長し続けるための新たな人事制度を構築いたしました。新たな人事制度においては、真に貢献している社員を公正に評価し、チャレンジ意欲・成長意欲を高く持つ社員を育成・後押しいたします。また、自分に合った働き方やキャリアパスを自ら選択可能とすることで、多様化する働き方への価値観に対応してまいります。更に、リモートワークの定着に合わせて、社外からでもストレスフリーなリモートワーク環境の構築や社内システムの改善、フリーアドレス制の導入による効率的な事務フロアの整備など、生産性を向上させるための新たな働き方へチャレンジしてまいります。

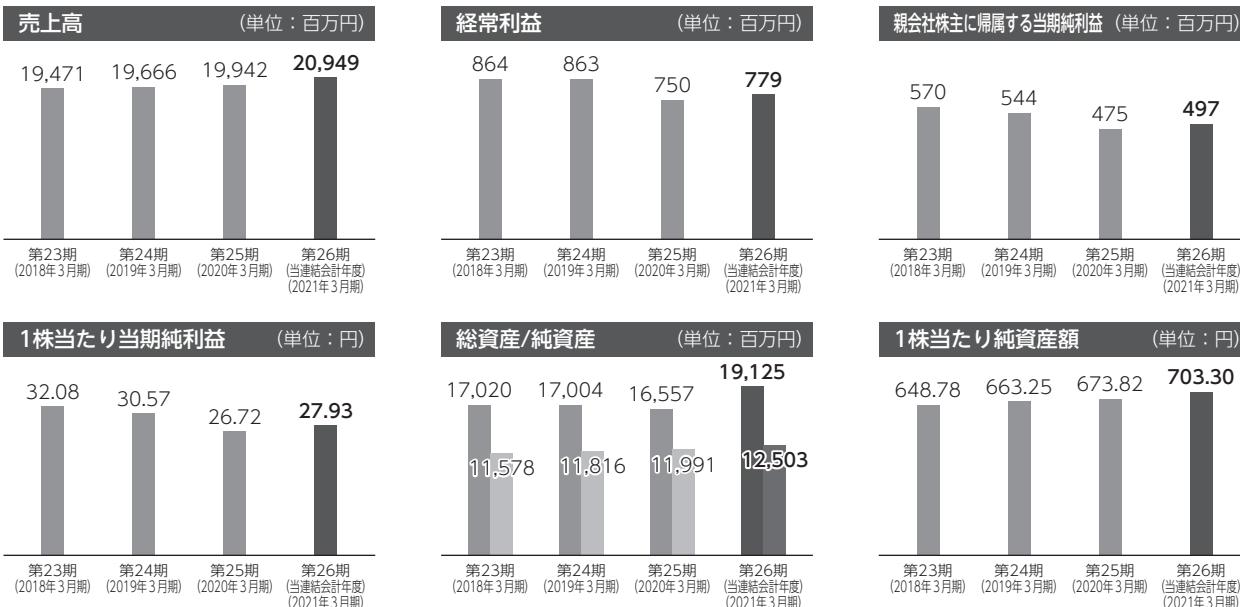
⑥ 経営基盤高度化とSDGs・CSR活動の推進

当社は高い社会性や公共性を有している情報サービス事業者として、経営の健全性・透明性の確保に向けた経営管理体制の強化に努めるとともに、M&Aや新規市場への参入等、経営環境の変化に対応できるよう、リスク管理やコンプライアンス（法令等遵守）をはじめとする内部管理体制の充実を図ってまいります。また、持続可能な社会の実現を目指し、「IT事業を通じて社会課題の解決に取組み、夢のある未来の創造に貢献すること」を、AGSグループのSDGsへの取組みの基本方針として掲げ、「DXソリューション」「セキュリティソリューション」「データセンタービジネス」「ペーパーレス化推進」等の事業展開を通じて、「豊かな社会の実現」「安心・安全な社会の実現」「資源の効率的利用」「地球環境の保全」の4つの主要なマテリアリティ（重要課題）の解決に取り組んでまいります。併せて、これらの取組みを支える基盤となる「地域社会への貢献」「組織体制の強化・充実」「人材の育成」についても推進してまいります。

最後に、当社は、2021年度に創立50周年、および長期経営計画「Challenge 2021セカンドステージ」の最終年度を迎えますが、「100年企業」を目指して持続的に成長し続けるために、これらの課題に迅速に対処して企業価値を高めてまいります。併せて、当面は新型コロナウイルスとの共存を前提とし、適切な感染防止対策を行ったうえで当社グループ業務の確実な事業継続を実施してまいります。

(3) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移



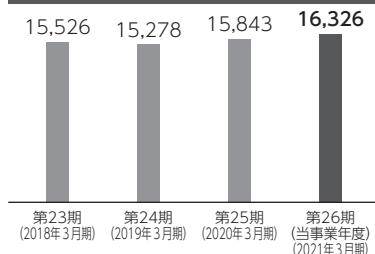
		第23期 (2018年3月期)	第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (当連結会計年度 (2021年3月期))
売上高	(百万円)	19,471	19,666	19,942	20,949
経常利益	(百万円)	864	863	750	779
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	570	544	475	497
1株当たり当期純利益	(円)	32.08	30.57	26.72	27.93
総資産	(百万円)	17,020	17,004	16,557	19,125
純資産	(百万円)	11,578	11,816	11,991	12,503
1株当たり純資産額	(円)	648.78	663.25	673.82	703.30

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算定しております。

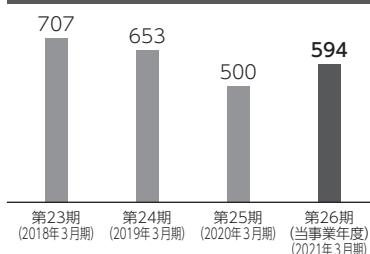
- 2017年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第23期(2018年3月期)の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 総資産については、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を遡って適用しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

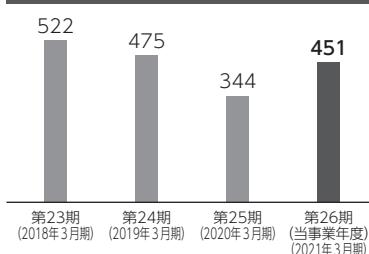
売上高 (単位：百万円)



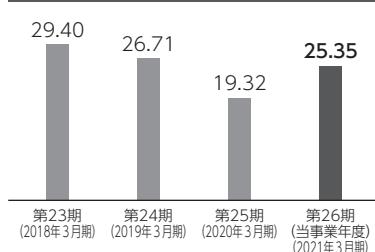
経常利益 (単位：百万円)



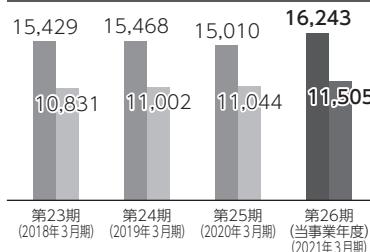
当期純利益 (単位：百万円)



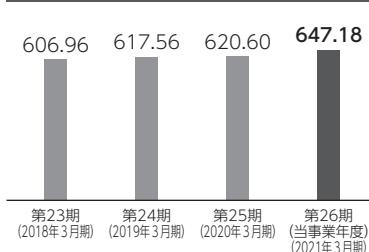
1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第23期 (2018年3月期)	第24期 (2019年3月期)	第25期 (2020年3月期)	第26期 (当事業年度) (2021年3月期)
売上高	(百万円)	15,526	15,278	15,843	16,326
経常利益	(百万円)	707	653	500	594
当期純利益	(百万円)	522	475	344	451
1株当たり当期純利益	(円)	29.40	26.71	19.32	25.35
総資産	(百万円)	15,429	15,468	15,010	16,243
純資産	(百万円)	10,831	11,002	11,044	11,505
1株当たり純資産額	(円)	606.96	617.56	620.60	647.18

(注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数、1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数に基づいて算定しております。

- 2017年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第23期(2018年3月期)の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。
- 総資産については、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を遡って適用しております。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況 (2021年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
AGS ビジネスコンピューター株式会社	30	100.00	情報処理サービス、ソフトウェア開発、その他情報サービス、システム機器販売
AGS プロサービス株式会社	30	100.00	情報処理サービス、その他情報サービス (人材派遣業)
AGS システムアドバイザー株式会社	30	100.00	その他情報サービス (ITコンサルティング、BCMコンサルティング、情報セキュリティコンサルティング)

(5) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

事業区分	主要サービス
情報処理サービス	受託計算サービス、IDCサービス、クラウドサービス、BPOサービスなど
ソフトウェア開発	ソフトウェア開発及びソフトウェア開発に係わるコンサルティング業務など
その他情報サービス	パッケージ販売、ハード保守、人材派遣など
システム機器販売	システム機器、帳票、サプライ品などの販売

(6) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

当社	本社：埼玉県さいたま市浦和区 浦和ソリューションセンター：埼玉県さいたま市南区
AGS ビジネスコンピューター株式会社	本社：埼玉県さいたま市大宮区
AGS プロサービス株式会社	本社：埼玉県さいたま市浦和区
AGS システムアドバイザー株式会社	本社：埼玉県さいたま市浦和区

(7) 使用人の状況 (2021年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
情報処理サービス	1,049 (803) 名	25名増 (1名減)
ソフトウェア開発		
その他情報サービス		
システム機器販売		
合 計	1,049 (803) 名	25名増 (1名減)

- (注) 1. 使用人数は就業者数であり、グループ外から当社グループへの出向者を含み、当社グループからグループ外への出向者は含んでおりません。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、（ ）内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 当社及び連結子会社は、情報サービスの総合的な提供を事業内容としており、同一の使用人が複数のセグメントに従事しているため、合計で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
769 (381) 名	16名増 (6名増)	42.9歳	19.6年

- (注) 1. 使用人数には、当社への出向者を含み、当社からの出向者は含んでおりません。
2. 臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む）は、（ ）内に最近1年間の平均人員を外数で記載しております。
3. 平均勤続年数の算定にあたり、当社グループからの出向者及び転籍者については、各社における勤続年数を加算しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年3月31日現在)

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2021年3月31日現在)

- | | |
|---------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 64,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 17,845,932株 |
| ③ 株主数 | 16,303名 |
| ④ 大株主 (上位12名) | |

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
A G S 社員持株会	2,043,000	11.49
大栄不動産株式会社	1,430,000	8.04
富士倉庫運輸株式会社	1,050,000	5.91
埼玉県民共済生活協同組合	1,000,000	5.62
千葉県民共済生活協同組合	1,000,000	5.62
株式会社りそな銀行	800,000	4.50
株式会社ティー・アイ・シー	600,000	3.37
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	530,500	2.98
武州瓦斯株式会社	401,000	2.26
第一生命保険株式会社	400,000	2.25
株式会社K S K	400,000	2.25
兼松エレクトロニクス株式会社	400,000	2.25

(注) 持株比率は自己株式 (67,690株) を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	3,500株	4名

(注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告25ページ「3.(5)取締役及び監査役の報酬等」に記載しております。

2. 上記は、退任した会社役員に対して交付された株式も含めて記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

3 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2021年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長 (社長執行役員)	原 俊 樹	業務監査部担当 アズワン株式会社 社外監査役
取締役 (副社長執行役員)	藤 倉 広 幸	グループ経営統括担当 兼情報処理本部担当 AGSシステムアドバイザー株式会社 代表取締役社長
取締役 (常務執行役員)	及 川 和 裕	企画管理本部長 兼経理部・人事部・総務部・働き方改革推進室担当
取締役	森 谷 由 美 子	
取締役	岡 田 博 之	
取締役	馬 橋 隆 紀	
取締役	川 本 英 利	株式会社IJTT社外取締役
常勤監査役	石 関 正 次	
監査役	白 田 憲 司	
監査役	橋 本 光 男	
監査役	杉 中 正 樹	

- (注) 1. 取締役森谷由美子氏、岡田博之氏、馬橋隆紀氏及び川本英利氏は、社外取締役であります。
2. 取締役川本英利氏は、株式会社IJTTの社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。
3. 監査役白田憲司氏、橋本光男氏及び杉中正樹氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、取締役岡田博之氏、馬橋隆紀氏、川本英利氏及び監査役橋本光男氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 監査役白田憲司氏は、上場会社の経理・財務部門に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
細 沼 弘 幸	2020年6月23日	辞任	常勤監査役
石 井 進	2021年1月31日	辞任	取締役会長 公益社団法人埼玉県情報サービス産業協会会長 一般社団法人埼玉県経営者協会会長

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各社外取締役及び各監査役ともに会社法第425条第1項に定める最低

責任限度額を限度としております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社および「1(4)②. 重要な子会社の状況」(21ページ)に記載の当社の子会社の全ての取締役及び監査役(当事業年度中に在任していた者を含む。)を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者である対象役員が、会社役員の業務としての行為に起因して損害賠償請求を受けて負担する損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に契約更新しております。なお当該保険契約では、当該役員の違法な行為に起因する損害賠償請求等については補償対象外としており、当該役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。同方針の制定にあたっては、取締役会の諮問機関であり、社外取締役を主なメンバーとする人事委員会が制定案に係る諮問を受け、同委員会の答申を受けて取締役会が決定しております。今後、同方針の変更を含め、取締役の報酬制度変更の際には、人事委員会が変更案に係る諮問を受け、同委員会の答申内容を踏まえて、取締役会にて決定いたします。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に関し、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることについて、上記、人事委員会による確認が行われていることを踏まえ、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

対象取締役の職位や職務内容を踏まえた固定的な基準を中心に、企業業績も加味した上で算出した月額報酬とする。

ロ. 業績連動報酬(賞与)に関する方針

対象取締役の職位に応じて支給することとし、経営者として結果を重視する観点から、職位及び期間業績である連結営業利益額に応じた基準金額を設定、連結営業利益額への貢献度、経営計画・重点施策等の達成度合等を主な指標とし、あわせて経営者としての行動特性評価等により、同基準金額の0~150%の範囲で決定

する。

八. 譲渡制限付株式報酬に関する方針

中長期的な企業価値向上への取り組みを重視する観点から、対象取締役の職位に応じた一定株数の付与に必要な金銭報酬債権額とする。なお譲渡制限付株式報酬に係る金銭報酬債権の総額は株主総会で承認された額の範囲内とする。

二. 報酬等の割合に関する方針

業績連動報酬額の総報酬額に占める割合は、概ね20～30%とする。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬は、毎年6月に決定し、決定後、同年7月より毎月支給する。業績連動報酬（賞与）は、毎年10月に決定し12月に支給するとともに、毎年4月に決定し6月に支給する。譲渡制限付株式報酬は、毎年7月に決定し、7月に支給する。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	107,344 (14,400)	85,748 (14,400)	18,203 (0)	3,393 (0)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	24,057 (10,800)	24,057 (10,800)	0 (0)	0 (0)	5 (3)
合計 (うち社外役員)	131,401 (25,200)	109,805 (25,200)	18,203 (0)	3,393 (0)	13 (7)

(注) 1. 上記には、2020年6月23日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名、及び2021年1月31日に退任した取締役1名を含んでおります。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 業績連動報酬（賞与）にかかる主な業績指標は主に連結営業利益であり、その実績は773百万円であります。当該指標を選択した理由は経営者として結果を重視する観点からであります。当社の業績連動報酬（賞与）は、職位や連結営業利益額に応じて設定した基準金額に対して、連結営業利益額への貢献度、経営計画・重点施策等の達成度合等、経営者としての行動特性評価等を踏まえて、0～150%を乗じたもので算定されております。

4. 譲渡制限付株式報酬の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は、「①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1)⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。

5. 取締役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第12回定時株主総会において、年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）です。なお、当該報酬限度額の内枠を上限として、取締役（社外取締役除く）に付与する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額は、2018年6月22日開催の第23回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役除く）の員数は4名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2007年6月21日開催の第12回定時株主総会において、年額75百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
7. 取締役会は、代表取締役社長原俊樹氏に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の評価を行う必要があることから、代表取締役が適していると判断したためであります。なお、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等に関しては、人事委員会への諮問・答申を経て決定した「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」と整合していることについて、上記、人事委員会による確認が行われております。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役川本英利氏は、株式会社IJTTの社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 森 谷 由美子	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会では、特に女性活躍推進や新人事制度構築について助言を行うなど、主に経営に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者（本部長・部長等）の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 岡 田 博 之	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席いたしました。取締役会では、特に総合行政システムや公金収納業務の対応方針について助言を行うなど、主に行政分野の情報化政策に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者（本部長・部長等）の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。

	出席状況及び発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 馬橋隆紀	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会では、特に就業規則改正や新人事制度構築について助言を行うなど、主に弁護士としての法務に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回のうち3回に出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者（本部長・部長等）の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 川本英利	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席いたしました。取締役会では、特に月次決算・四半期決算の報告内容や、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針について助言を行うなど、主に経営に関する豊富な経験から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、人事委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会4回の全てに出席しており、客観的・中立的立場で当社の重要な使用人候補者（本部長・部長等）の選定や役員報酬制度等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 白田憲司	当事業年度に開催された取締役会14回のうち13回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。上場会社の経理・財務部門における業務を担当した経歴があり、財務及び会計に関する幅広い知見に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。
監査役 橋本光男	当事業年度に開催された取締役会14回のうち12回に出席し、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。埼玉県副知事・全国知事会事務総長などの経歴があり、行政分野における豊富な経験に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。
監査役 杉中正樹	当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回に出席し、監査役会13回のうち13回に出席いたしました。情報化政策分野に長年にわたって携わられた経歴があり、豊富な経験と幅広い見識に基づき、適宜質問や意見等の発言を行っております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	
イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32,000
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	1,075
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33,075

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は、収益認識会計基準の適用に関する助言・指導等の業務に対し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. A G Sグループは、コンプライアンス経営を最重要課題として位置づけ、「A G Sグループ倫理綱領」の中で「倫理指針」を次のように定める。
 - (a) 法令やルールはもとより社会規範に反する行為はしません。
 - (b) 誠実・公正かつ透明に行動します。
 - (c) 基本的人権を尊重します。
 - (d) 社会的な責任を果たします。
 - (e) 情報の管理と守秘義務を徹底します。
 - ロ. 取締役会は、ステークホルダーに対して守るべき取組みを「企業倫理宣言」として定めるとともに、グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行うため、経営者による推進体制を次のとおり定める。
 - (a) 経営者は、本宣言の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。
 - (b) 本宣言に反する事態の発生あるいは発生のおそれがあるときは、経営者自ら問題解決にあたります。
 - ハ. A G Sグループの全社的なコンプライアンス経営の実効性を確保するため、取締役社長を委員長とし、子会社の取締役社長も委員とするコンプライアンス委員会を設置し、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。
- 二. 取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営により取締役間の意思疎通を図り相互に職務の執行を監督するとともに、取締役会の意思決定の妥当性及び透明性を高めるため、社外取締役を置く。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行を監査する。
- ホ. 社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体で断固たる姿勢で対応し、一切の関係を遮断する。
- #### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役の職務執行に係る情報（文書及び電磁的記録）については、「重要文書取扱規則」に基づき、適切に保存し管理する。
 - ロ. 前記イの情報は、少なくとも10年間は保存するものとし、取締役及び監査役は、常時、これを閲覧できるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. A G Sグループの事業継続に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対処するため、A G Sグループのリスク管理に関する基本的な考え方を明確にした「グループリスク管理規程」を定める。
- ロ. リスク管理に関する重要事項等を協議するため、取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置する。企画部担当役員をリスク管理統括責任者、企画部をリスク管理統括部署としてリスクを総括的に管理し、リスク管理体制の整備・強化を図る。
- ハ. 「グループリスク管理規程」及び「リスク管理規程」に基づき、各リスクの管理部署は、リスクの評価・対応策等を検討し、リスク別に規程やマニュアルを制定する。
- ニ. 事業推進に伴う重大なリスクについては、取締役会における経営判断に活かすため、経営会議でリスク評価を行う。
- ホ. 内部監査部門として業務監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、業務運営上想定されるリスクへの対応状況について監査する。その結果を取締役社長に報告するとともに、リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役に報告する。
- ヘ. 情報資産の管理については、「セキュリティポリシー」等を制定し、情報資産に関するセキュリティ教育に取り組む。
- ト. 経営に重大な影響を及ぼす不測の事態が発生し又は発生するおそれが生じた場合は、規程に定める体制に基づき、経営への被害を最小限に抑える。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の効率的運営を図るため、執行役員制度を導入する。
- ロ. 取締役・執行役員は、取締役会で定めた「組織・職制規程」、「職務権限規程」をはじめとした経営に関する基本規程等に則り、取締役会で決定した経営方針に従って業務を執行する。
- ハ. 取締役会は、原則月1回開催し、法令及び定款に定める事項のほか、「取締役会規程」に定めた重要事項の決定及び取締役の業務執行を監督する。
- ニ. 取締役会より委任された日常の業務の執行を決定するため、取締役及び執行役員等によって構成される経営会議を設置する。

⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス体制を整備し健全な企業活動を展開するため、「AGSグループ企業理念」及び「AGSグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. コンプライアンス教育及び啓発活動を行い、コンプライアンスの徹底を図るため、毎年継続的に、コンプライアンス・プログラムを策定する。
- ハ. コンプライアンス・プログラムの実効性を高めるため、コンプライアンス委員会を設置するとともに、企画部担当役員をコンプライアンス統括責任者とし、コンプライアンス統括部署を企画部とする。
 - 二. 法令遵守や契約遵守の徹底と管理強化を図るため、法務統括室を設置し、法務・契約リスクに適切かつ迅速な対応を行う。
- ホ. AGSグループにおける法令遵守上疑義ある行為について、使用人等が直接通報を行い、かつ不利益を被らない手段を確保するものとし、その手段のひとつとして「内部通報規程」に基づいて、コンプライアンスホットラインを設置し適切に運営する。
- ヘ. 業務監査部は、業務運営における法令及び規程等の遵守状況を監査する。コンプライアンス違反の発生予防、早期発見に努め、その結果を取締役社長に報告するとともに、リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. AGSグループの全社員が一体となって健全なグループ経営に取り組むために、「AGSグループ企業理念」及び「AGSグループ倫理綱領」を定める。
- ロ. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、AGSグループの企業集団としての業務の適正性と効率性を確保するために「関係会社管理規程」を定める。
- ハ. AGSグループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他社会規範に照らし適切なものでなければならない。親会社が議決権を行使する場合には、子会社における業務の適正性を確保するものとする。
 - 二. 業務監査部は、AGSグループにおける内部監査を実施又は統括し、AGSグループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。内部監査の年次計画は取締役社長及び取締役会の承認を得て決定し、その実施状況及び結果を取締役社長に報告するとともに、リスクの高い発見事項については取締役会及び監査役会に報告する。
- ホ. 監査役は、グループ全体の監視・監督を実効的かつ適正に行えるように、会計監査人及び業務監査部との密接な連携を図る。

⑦ **監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- イ. 監査役を補助すべき使用人を設置しないが、監査役が必要とした場合は、使用人を配置する。また、監査役は、必要に応じ補助者として業務監査部の要員に対し、監査業務の補助を行うよう要請できる。

⑧ **当該使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- イ. 監査役職務の補助を行う使用人が、当該補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令に従うものとする。
- ロ. 監査役職務の補助を行う使用人の人事異動・人事評価については、監査役会の同意を得た上で決定する。

⑨ **当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項**

- イ. 当該使用人が、他部署の使用人を兼務する場合は、監査役に係る業務を優先して従事するものとする。

⑩ **取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

- イ. 取締役及び使用人は、当社に著しき損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合、内部管理体制・手続等に関する開示すべき重要な不備、法令違反等の不正行為や重大な不当行為などについて、監査役にその都度報告する。
- ロ. 前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ハ. 前記イ、ロを明確にするため「監査役会に対する報告に関する規程」を定める。

⑪ **前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- イ. 監査役に対して第⑩項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとする。
- ロ. 内部通報制度に基づき通報された事実は速やかに監査役へ報告する。

⑫ **監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- イ. 監査役職務の執行に関して生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、会社が負担する。

⑬ **その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- イ. 監査役は、監査の実効性を高めるため、業務監査部との連携や情報の共有を図る。
- ロ. 監査役会は、取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するとともに、必要に応じ顧問弁護士、顧問税理士等を活用することができる。

⑭ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

- イ. A G S グループの財務報告の信頼性を確保するため、経理業務に関する規程を定めるとともに、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① コンプライアンスに対する取組み

取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会での協議を経て、当事業年度のコンプライアンス・プログラムを策定し、同プログラムに沿った社員教育やモニタリング等に取り組んでまいりました。同プログラムの進捗状況につきましては、四半期毎に同委員会への報告を行っております。

② 損失の危険の管理に対する取組み

取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を当事業年度において4回開催し、AGSグループ全体のリスク管理計画を策定し、大規模災害リスク、システムリスク、情報リスク等、個々のリスクの特性に応じた対応策の実施状況等を継続的にモニタリングするなど、全社的なリスク管理体制の整備・強化に取り組みました。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役7名で構成され、社外監査役3名を含む監査役4名も出席しております。取締役会を当事業年度において14回開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督がなされ、取締役会の実効性は確保されております。また、経営と業務執行に関する機能と責任を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

④ 監査役の監査の実効性の確保に対する取組み

監査役会は、社外監査役3名を含む監査役4名で構成されております。監査役会を当事業年度において13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っております。なお、常勤監査役は経営会議その他重要会議に出席するほか、稟議書等を閲覧し、また、監査役会は、取締役社長、業務監査部並びに会計監査人と定期的に情報交換を行い、監査の実効性向上を図っております。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、経営基盤の強化、今後の事業の拡充、連結業績等を勘案しながら、配当性向30%を目安に、安定した利益配分を行っていくことを基本方針としております。また、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

このような方針のもと、当期の配当につきましては、1株当たり11円（うち、中間配当5円50銭、期末配当5円50銭）とさせていただきます。なお、連結配当性向は39.4%となっております。

（注）本事業報告中の記載数字は、金額については表示単位未満を切り捨て、比率その他については表示単位未満を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第26期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	9,815,473
現金及び預金	4,540,455
受取手形及び売掛金	3,533,178
商品	1,011,972
仕掛品	92,644
原材料及び貯蔵品	15,509
その他	621,722
貸倒引当金	△9
固定資産	9,310,311
有形固定資産	5,838,619
建物及び構築物	2,246,001
機械装置及び運搬具	547,926
工具、器具及び備品	154,167
土地	1,572,515
リース資産	1,175,551
建設仮勘定	142,457
無形固定資産	1,028,365
ソフトウェア	681,644
リース資産	288,345
その他	58,375
投資その他の資産	2,443,326
投資有価証券	1,813,467
繰延税金資産	136,018
その他	497,841
貸倒引当金	△4,002
資産合計	19,125,785

科目	第26期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	5,081,467
買掛金	2,008,448
リース債務	477,272
未払費用	990,600
未払法人税等	208,284
受注損失引当金	151,686
製品保証引当金	14,939
その他	1,230,236
固定負債	1,540,957
リース債務	1,072,305
退職給付に係る負債	152,701
長期未払金	202,202
その他	113,748
負債合計	6,622,425
純資産の部	
株主資本	11,865,443
資本金	1,431,065
資本剰余金	506,065
利益剰余金	9,984,351
自己株式	△56,039
その他の包括利益累計額	637,915
その他有価証券評価差額金	639,628
退職給付に係る調整累計額	△1,713
純資産合計	12,503,359
負債純資産合計	19,125,785

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第26期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	20,949,674
売上原価	16,605,020
売上総利益	4,344,654
販売費及び一般管理費	3,575,098
営業利益	769,555
営業外収益	54,970
受取利息	110
受取配当金	36,573
補助金収入	8,563
その他	9,723
営業外費用	45,224
支払利息	38,071
コミットメントフィー	7,000
その他	152
経常利益	779,302
特別損失	10,634
固定資産除却損	10,634
税金等調整前当期純利益	768,667
法人税、住民税及び事業税	332,416
法人税等調整額	△60,793
当期純利益	497,043
非支配株主に帰属する当期純利益	—
親会社株主に帰属する当期純利益	497,043

連結株主資本等変動計算書

第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年4月1日残高	1,431,065	506,065	9,683,344	△39,899	11,580,576
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△195,808	－	△195,808
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	497,043	－	497,043
自己株式の取得	－	－	－	△23,301	△23,301
自己株式の処分	－	△227	－	7,160	6,933
自己株式処分差損の振替	－	227	△227	－	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	301,007	△16,140	284,866
2021年3月31日残高	1,431,065	506,065	9,984,351	△56,039	11,865,443

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
2020年4月1日残高	417,184	△6,216	410,967	11,991,544
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△195,808
親会社株主に帰属する 当期純利益	－	－	－	497,043
自己株式の取得	－	－	－	△23,301
自己株式の処分	－	－	－	6,933
自己株式処分差損の振替	－	－	－	－
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額（純額）	222,444	4,502	226,947	226,947
連結会計年度中の変動額合計	222,444	4,502	226,947	511,814
2021年3月31日残高	639,628	△1,713	637,915	12,503,359

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第26期 2021年3月31日現在
資産の部	
流動資産	7,007,919
現金及び預金	3,113,229
受取手形	19,370
売掛金	3,060,122
商品	178,950
仕掛品	84,325
原材料及び貯蔵品	15,509
前払費用	410,160
その他	126,259
貸倒引当金	△9
固定資産	9,235,106
有形固定資産	5,799,151
建物	2,205,218
構築物	28,057
機械装置及び運搬具	547,926
工具、器具及び備品	141,835
土地	1,572,515
リース資産	1,161,140
建設仮勘定	142,457
無形固定資産	1,011,934
ソフトウェア	667,115
ソフトウェア仮勘定	20,236
リース資産	288,345
その他	36,237
投資その他の資産	2,424,020
投資有価証券	1,813,467
関係会社株式	95,000
長期前払費用	105,327
差入保証金	363,976
繰延税金資産	39,448
その他	8,802
貸倒引当金	△2,002
資産合計	16,243,026

科目	第26期 2021年3月31日現在
負債の部	
流動負債	3,260,917
買掛金	874,493
リース債務	471,871
未払金	623,990
未払費用	718,986
未払法人税等	115,770
未払消費税等	80,246
受注損失引当金	151,686
製品保証引当金	14,939
その他	208,933
固定負債	1,476,394
リース債務	1,062,822
退職給付引当金	109,091
長期未払金	179,780
その他	124,698
負債合計	4,737,311
純資産の部	
株主資本	10,866,086
資本金	1,431,065
資本剰余金	506,065
資本準備金	506,065
利益剰余金	8,984,993
利益準備金	175,000
その他利益剰余金	8,809,993
固定資産圧縮積立金	113,592
別途積立金	4,500,000
繰越利益剰余金	4,196,401
自己株式	△56,039
評価・換算差額等	639,628
その他有価証券評価差額金	639,628
純資産合計	11,505,714
負債純資産合計	16,243,026

損益計算書

(単位：千円)

科目	第26期
	2020年4月1日から 2021年3月31日まで
売上高	16,326,393
売上原価	12,825,344
売上総利益	3,501,048
販売費及び一般管理費	3,122,902
営業利益	378,146
営業外収益	261,618
受取利息	96
受取配当金	243,573
その他	17,948
営業外費用	45,511
支払利息	37,365
コミットメントフィー	7,000
その他	1,146
経常利益	594,252
特別損失	10,634
固定資産除却損	10,634
税引前当期純利益	583,618
法人税、住民税及び事業税	185,162
法人税等調整額	△52,576
当期純利益	451,032

株主資本等変動計算書

第26期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本											
	資本金	資本剰余金				利益準備金	利益剰余金				自己株式	株主資本計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金			利益剰余金合計				
					固定資産圧縮積立金		別立途積立金		繰越利益剰余金			
2020年4月1日残高	1,431,065	506,065	-	506,065	175,000	116,374	4,500,000	3,938,623	8,729,997	△39,899	10,627,230	
事業年度中の変動額												
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	-	-	△2,781	-	2,781	-	-	-	
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	-	△195,808	△195,808	-	△195,808	
当期純利益	-	-	-	-	-	-	-	451,032	451,032	-	451,032	
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	-	-	-	△23,301	△23,301	
自己株式の処分	-	-	△227	△227	-	-	-	-	-	7,160	6,933	
自己株式処分差損の振替	-	-	227	227	-	-	-	△227	△227	-	-	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△2,781	-	257,777	254,995	△16,140	238,855	
2021年3月31日残高	1,431,065	506,065	-	506,065	175,000	113,592	4,500,000	4,196,401	8,984,993	△56,039	10,866,086	

	評価・換算差額等		純資産計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2020年4月1日残高	417,184	417,184	11,044,414
事業年度中の変動額			
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-
剰余金の配当	-	-	△195,808
当期純利益	-	-	451,032
自己株式の取得	-	-	△23,301
自己株式の処分	-	-	6,933
自己株式処分差損の振替	-	-	-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	222,444	222,444	222,444
事業年度中の変動額合計	222,444	222,444	461,300
2021年3月31日残高	639,628	639,628	11,505,714

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

AGS株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 廣田剛樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河村剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、AGS株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、AGS株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- ・ 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

AGS 株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 廣田 剛 樹 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 河村 剛 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、AGS株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所等において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

AGS株式会社 監査役会

常勤監査役 石関正次 ㊟
 社外監査役 白田憲司 ㊟
 社外監査役 橋本光男 ㊟
 社外監査役 杉中正樹 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 埼玉県さいたま市中央区新都心3番地2
ラフレさいたま 4階 櫓の間
TEL 048-601-1111 (代)

交通 J R 京浜東北線・宇都宮線・高崎線
「さいたま新都心」駅 下車
徒歩10分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。